

産業厚生常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和5年3月16日

(開会宣言 午前9:56)

委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、今から産業厚生常任委員会を開催したいと思います。

(挨拶)

それでは、議長挨拶をお願いします。

議長

(挨拶)

ありがとうございました。町長挨拶をお願いします。

町長

(挨拶)

ありがとうございました。

本日は委員全員が出席されております。また、議長にも同席をいただいておりますし、説明のため、町長、副町長、教育長、総務課長、健康福祉課長、教育委員会事務局長、住民環境課長、観光戦略課長、上下水道課長、土木建築課長の出席を求めています。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る3月9日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり、議案第23号から議案第26号まで及び議案第31号並びに議案33号、議案第34号の7議案でございます。

議案の説明については、今も申しましたように、3月9日の全員協議会において、理事者側から詳細説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。

これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

御異議がないようですので、本委員会における審査は議案の説明を省略し、質疑から入ることといたします。なお質疑においては一問一答方式で行いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、本議案について質疑はございませんか。

川畑委員。

川畑委員

条例要綱の２番の（１）の美浜町家庭的保育事業というのは、美浜町にはそういう施設はないという話なんで、美浜町に関係することは、２番の美浜町特定教育保育施設ということで、３つの保育園が当たるということをお聞きしております。

その中で、改正内容の１番のアで、安全計画策定や職員の保護者への周知、職員研修や訓練の実施というのは、そちらではこういうふうに上げられたといいますけど、２番のほうにおいては、こういうことはされないということによろしいですか。

委員長

健康福祉課長。

健康福祉課長

今回、第１条関係として上げさせていただきました家庭的保育事業の設備及び運営につきましては、市町村の条例で基準を定めねばならないということで、児童福祉法のほうで決められておりますので上げさせていただきました。

今、議員さんおっしゃられた町の３つの保育園が当てはまる条例等につきましては、児童福祉施設の設備及び運営については、都道府県の条例で基準を定めなければならないということで決まっております。

よって、県の福井県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の中に町の３つの保育園が当てはまるということとなるんですけども、今回は国の改正を受けまして、県の条例も同様の改正がなされるものというふうに考えておるんですけども、県の条例の中身を見てみますと、基準省令の定めるところによるものとするというふうにしていることから、国の基準省令の改正によりまして、同時に県の条例も変わるということで解釈のほうをしております。

委員長

川畑委員。

川畑委員

難しい内容で、ありがとうございます。

それにのっとってやっていけるというような方向性なら、それで従いますし、分かりました。

次、イのほうなんですけど、これは自動車を運行する場合というのは、美浜町では各自、家の人を送っていくというような状況になっていまして、昨年９月に送迎バスの中で子供が１人死んだということがあったから、こういうことが上がってきたというけれど、

現実的に、今の対応、保育所が対応する、親御さんが送っていく中とかいうふうな連絡網として、どういうふうな危険性を遭わないようにしていくんかということは考えていくんですかね。要は、人ごとのような感じで、送迎バスはないから、うちは関係ないからいいということじゃなしに、個人の送迎をやっているけど、そこには危険があるんやから、美浜町としてもやっぱりそれと同じような感じで運用していかなあかんねという考えがあるのかどうか、ちょっとその辺だけをお答え願えますか。

委員長
健康福祉課長

健康福祉課長。

今でも実施はしているところなんですけれども、今は保護者さんのほうで送り迎えのほうをさせていただいているところです。

保育園に入るときには、必ず保護者さんがついて、園の中まで子供さんを連れて必ず園の中に入れていただくことを徹底しておりますし、保育園のほうでも、欠席状況というんですかね、出欠状況はきちんと確認をしておりますして、無断欠席の場合はすぐ御連絡させていただくなど対応させていただいておりますので、置き去り等にされることはないというふうに思っております。

委員長
川畑委員

川畑委員。

すみません、もう一つちょっとお聞きしたいのは、衛生管理等でそうする措置を明確にせなあかんって書いてあるんですけど、その中で、食中毒とか予防、まん延防止とかいうことを訓練とか研修で義務づけられるようなことをするって書いてあるんですけど、これは、美浜町の保育所関係にあっても同じような考えでこれもういいんですかね。要は、ちゃんとした、食事食中毒にならないような、そういう研修を事前に考えてやっていくというような方向性でいいんですかね。それはどうですかね。その辺の今のいうオに関して、衛生管理に関して、2番の特定教育保育施設に当たる美浜の保育所の3つに関しては、どういう基準でいくんかっていうことですか。分かりますか、言っていること。難しいですか。

委員長
健康福祉課長
川畑委員

健康福祉課長。

衛生管理に必要な措置を保育園でどう講じていくかということ。

ここでは、要は、明確にちゃんとしなさいよと、しなさいというか、そういう訓練とか、研修をしてくださいよとって、食中毒を

なくしていく、予防しましょうといったことはね、美浜の施設としては、関係ないけど、(2) なんやけど、どういう感じで、何か考えていますかとか、やってやりますかという報告があるなら教えてほしい。

住民環境課長

保育園につきましても、こちらの今言いましたアからオに関しては、県の条例のほうで、国の基準省令によってなんですけれども、同じようなことをするようにということで決められておりますので、園としましても、しっかりそちらはやっていきたいというふうに思っております。

川畑委員
委員長

分かりました。オーケーです。

川畑委員、オーケーですか。

ほかにございませんか。

高橋委員。

高橋委員

直接、この条例の改正とは関係がないかもしれませんが、保育園等においてICTを使って、いろんな保育の環境を改善しようという取組をスタートするというお話がございましたけども、これ今、順調に進んでいるんでしょうか。もし教えていただけるのであれば、ちょっと教えていただけませんか。

委員長
健康福祉課長

健康福祉課長。

今、保育園関係のICTの関係なんですけれども、令和4年度の予算におきまして、インターネットの環境整備設計業務委託を予算化いただきまして、こちらのほうはもう既に環境のほうは整っているというところがございます。

保育園のその予算につきましては、令和5年度の、また6月補正等に計上しながら、ICT化を進めていく予定をしております。

委員長

高橋委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

兼田委員。

兼田委員

改正内容の1番の、県の条例のというところなんですけど、2の義務化ですよ。これは令和6年3月30日までの努力義務で、それ以降義務化。これもし条例違反した場合の罰則等はどのようなものがあるんでしょうか。

委員長

健康福祉課長。

健康福祉課長 罰則等があるかどうかは、すみません、今、ちょっと分かりかねるんですけれども、こちらとしましては、もう義務化されておりますので、必ずその期日までにしなければならないということで考えております。

委員長 兼田委員。

兼田委員 じゃあ、具体的にどのような罰則かは、ちょっとまだ分からないということですか。運行を差し止めるとか、そういう業者のほうに罰則がいくというようなこともまだ全然分からないわけですね。

委員長 分かりました。

委員長 兼田さん、よろしいですか。

竹仲委員 ほかにございませんか。

竹仲委員 竹仲委員。

竹仲委員 今、いろいろなお話の中で、美浜町家庭的保育事業等の設備は、美浜町にはないという説明でいいんですね。そうすると、今、美浜町にある保育施設に絡む内容はここに書いてる（１）のアからオはもう全て条例の中に盛り込んであるという感覚でいいんですね。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保育園につきましては、福井県の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の中に、うちの３つの保育園が含まれておりまして、その中で改正のほうがなされているというところでございます。

委員長 竹仲委員。

竹仲委員 そこで聞きたいんですけども、例えば、このイの例を取りますと、自動車を運行する場合の所在の確認の義務化なんですけども、今、先ほどの課長の説明ですと、美浜町全部保護者が連れてくるということなんですけど、タクシーで来るってことはないんですか。全員、保護者が連れてきて、全員、保護者が連れて帰っているということですよ。よろしいですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 そうですね、ほとんどがもう保護者の送迎です。全員がそうなんですけど、時々、おじいちゃん、おばあちゃんとかでタクシーに乗って来られる場合もあるかもしれません。

委員長 竹仲委員。

竹仲委員 タクシーで来られても、保護者がついてこないと駄目っていう制

度になっている。

委員 長 健康福祉課長。

健康福祉課長 必ず保護者さんかその関係者の方で必ず子供さんを園まで運んでいただくということで徹底をしております。

委員 長 竹仲委員。

竹仲委員 私の昔の記憶ですと、何か乗り合いのタクシーみたいな形で、3人か4人が保育所に来るっていうことは昔あったような気がするけど、今、それはもう駄目ということになったんですかね。

委員 長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今はそれぞれの保護者さんが連れてきていただいていますし、以前、そういう制度があったかもしれないですけども、そういう場合にも、必ず町の保育士が同乗して、一緒に連れてきたというところがございます。

委員 長 竹仲委員。

竹仲委員 いや何を心配するかっていうと、バスでも必ず保育士が同乗してるんですよ。でも、ああいった見逃しがあるので、こういった一番後ろまで見るという義務化にされたんだと思うんで、そういう営業の車に関しては、そういったことの内容もしっかりとどっかで組み込まないと、今後もしそういうタクシーで運行されて、保育士か誰かついていたにもかかわらず、こういうことがあったりすると、せっかく条例とかいっぱい作っても、抜け道というか、穴があるといけないんで、その辺はしっかりと考慮して、美浜町でそういう変化があったときにちゃんと対応できるようにお願いしたいと思っております。

委員 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、ほかに質疑がないようでしたら、これで議案第23号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第24号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑ございませんか。

崎元委員。

崎元委員 要綱の改正内容のところですけど。聞いたかもしれないんですけど、職員研修や訓練の実施等ってあるんですけど、どういう研修とか訓練を行うんですか。これ保育園に、さっきのやつにもあったんですけど、児童クラブに私も毎日行つとるもので、大体分かるんです。

委員長 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 では、ちょっとその内容につきましてお答えいたします。

職員研修につきましては児童クラブの運営に係る子供の安全でありますとか、この後出てまいります衛生管理、そういったところでの研修というところがございますし、訓練につきましては、避難訓練ということになっております。

委員長 崎元委員。

崎元委員 今までもこんな条例はあったんですか。

なんでかというのと、こういう訓練を今までに行つとったかなと。

委員長 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 避難訓練につきましては、定期的に毎年度行っておる状況でございます。

委員長 ほかに。

川畑委員。

川畑委員 5番のみなし支援員というのは、今のその児童クラブで、美浜はようけおるんですかね。

委員長 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 このみなし支援員につきましては、令和4年度につきましては、美浜町内にはおりませんし、令和5年度についても、今のところない状況でございます。

委員長 川畑委員。

川畑委員 いろんな全協のほう、ほかの予算のお話を聞いてますと、雇うのになかなかいないということなんですけど、このみなし支援員までいないということは、そういう職員でちゃんとやっつけていけるという状況であるということですかね。

委員長 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 今、町内3か所の児童クラブございますが、そちらにはしっかり研修を受けてもらった支援員、さらには補助支援員という方を配置して運営しておる状況でございます。

委員長
高橋委員

高橋委員。

条例をきちんと整備して、今までやってたことも含めてきちっと条文化するということは、これ大事なことで、決めたらそれをきちっと守ることがまず大前提になるわけですけど、この条例を作ることによって、実質今までやっていたことに付加されることというのは何かあるんですか、実務として。

委員長
教育委員会事務局長

教育委員会事務局長。

この要綱にもございますとおり、この安全計画といったものは、今現在、訓練とかそういったものをおこなっているんですけども、計画といったものはまだございませんで、こちらについては、令和6年3月末までには、町としても安全計画をしっかりと策定してまいりたいと考えておりますし、併せて、この業務継続計画といったものも同様に策定をしていくというところで考えております。

委員長
高橋委員

高橋委員。

それは文書の話であって、実際には書いてないけどやっとなんていうことばかりなのか、恐らく3番についてはBCPというのがはやっとなんていうから、それをきちんとやらないかなんていうことだろうと思うんですけど、実際の行動としては、何が充実するのかなんていうのが1点でもあれば教えてほしいと。

文章はきちんと作るべきだと、これはもう賛成ですけど。何かありますか。

委員長
教育委員会事務局長

教育委員会事務局長。

こういった計画を定めることで、今、実際に取り組んでおる避難計画、さらには研修、そういったところもございますので、そこをしっかりと盛り込むことで実行に移していくというところで考えておるところでございます。

委員長

よろしいですか。

ほかにもございませんか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、これで議案第24号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第25号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

川畑委員。

川畑委員

国の健康保険法によって改正されるということなんですけど、これ出産育児一時金というのは、全額国庫補助なんですかね。

委員 長

住民環境課長。

住民環境課長

2分の1が補助でございます。

委員 長

川畑委員。

川畑委員

ということは、国が半分で美浜町が半分負担するということによろしいですね。今回の1万2,000円アップするという話も、6,000円、6,000円で、国が半分で、あと半分は町ってことでよろしいんやね。

委員 長

住民環境課長。

住民環境課長

一部、経過措置がございまして、ちょっとそこを今、調べて確認して、後ほどでもよろしいでしょうか。すみません。

委員 長

いいですか。また後ほど調べて、報告をしてもらいます。

ほかに。

竹仲委員。

竹仲委員

この48万円というのは全国一律とか何か今、お話ありましたけども、各自治体で増減は可能なんですか。

委員 長

住民環境課長。

住民環境課長

こちら、国の政令で定められておりまして、住民に支給する場合には、町の条例で規定ということになります。なので、一般的には全て同じ額だと、全国一律だと聞いておりますが、技術的には条例制定でございますので、そこらの裁量についてもあるというふう理解、解釈できると思います。

委員 長

竹仲委員。

竹仲委員

最終的に聞くと、可能と聞こえるんですが、可能でいいんですね。

委員 長

住民環境課長。

住民環境課長

国庫補助も入っておりますので、そこではない部分で独自で条例規定をするということであれば可能だと考えております。

委員 長

竹仲委員。

竹仲委員

そこでお聞きするんですけども、全国的に、例えば東京の都内でも70万円、80万円補助して、このお金をして出産を誘発という

か、どんどんしてくださいよという自治体もありますし、このままでいっている自治体もあるんですけども、町としてはそういった施策を、国のこの政策に上乘せして、何か政策をしようという考えはあるのか、やっぱりもう国の、もうこのままでいいやというふうに、いいやって失礼だけど、思っているのかどうか、何か考えがありましたらお願いします。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長

美浜町といいますか、福井県の出産費用につきましては、平均で40万円ほど、中央値でも40万円、41万円ほどという形になっておりまして、実際に今、50万円に上がりますと、40万円の費用と50万円を差し引きますと、約10万円ほど、それはかからなくても、その差額分についてはその家庭のほうに一定、育児支援金として使っていただくということになります。

ただ東京とか、そういう都会になりますと、もう50万円、60万円かかってくるのがございますので、美浜町の地域性を考えますと、この50万円というところは大きな上げ幅となり、育児の支援につながるということで理解をしております。

委員長

よろしいですか。

川畑委員。

川畑委員

今の話の続きなんですけど、やはり少子化で子供が少ない。結婚しても子供を産んでくれない。そのために、出産するときこれぐらいのお金を出しますよということで、どんどん子供を産んでほしいというような話になるんですけど、そのときに、今言ってる50万円あればいいとかいうんじゃないし、今言っていました、美浜町が独自に、これだけありますけど、どんどん子供を産んでくださいよというような宣伝みたいな、そういうアピールみたいなことは、何もこの出産育児一時金と別に何かするようなことって考えてますかね。今までありましたっけね。状況分かりますか。

ないならないで、今後は何か。要は子供を増やしてほしいということのための値上がりだと思うんですけど、その辺のことはどういうふうに、ただ、国がいう、今いう健康健康保険法が改正するから、アップされたからアップするだけじゃないし、これを機会に美浜の新婚さんを増やししながら、子供を産んでもらうというアピールとい

うのは何か。ちょうどいい機会じゃないかと思うんですけど、何かないんですかね。考えてませんか、何か。なかったらなかったでいいです。また別のときに要望していきます。

委員 長 住民環境課長、何かありますか、考えてることは。

住民環境課長 この出産育児一時金の場合は、医療保険の範疇での育児支援となりますので、町全体としてのそういった、今おっしゃったような育児支援のことにつきましては、所管課長のほうからお答えさせていただければと思います。

委員 長 まちづくりか。いいですか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員 長 本議案について、質疑はもうないということでございますので、これで議案第25号についての質疑を終わりたいと思います。

続きまして、議案第26号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

竹仲委員。

竹仲委員 前の説明のときには、タクシーは5区画やったかな。バスが1区画という区画なんですけども、これっていうのは、その区画に何か白線を引くとか、何かこういう見える形の区画をするわけですか。

委員 長 観光戦略課長。

観光戦略課長 この区画につきましては、これから工事を行っていくこととなりますけれども、区画線できちっと分かるように明示する予定でございます。

委員 長 竹仲委員。

竹仲委員 この区画の場所というのは、一般の方が停車とかはできるのか、できないところになるんですかね。

委員 長 観光戦略課長。

観光戦略課長 許可車両専用ということで、一般の方の駐車については、ここではできないということにしております。

委員 長 ほかにございませんか。

兼田委員。

兼田委員　この使用料ですよ。これ金額で、バスで8,200円とか、タクシーの3,600円、非常に安いんですよ。この値段の算定基準ってのはどこから出てきたものなんですか。

委員長　観光戦略課長。

観光戦略課長　この金額につきましては、美浜町法定外公共物の管理に関する条例という別の、町の法定外公共物を貸し出す際の単価がありまして、それを準用して設定しております。

委員長　兼田委員。

兼田委員　じゃあ別の規定があってということですけども、その規定の基準となったものというのは何かあるんですかね。

　　考えたら、月に今、1,000円もかからないような金額なんで、何か非常に安い感覚があるんですけども。どうなんですかねこれは。

委員長　観光戦略課長。

観光戦略課長　この単価につきましては、法定外公共物に関する条例で定めておりまして、例えば、電柱ですとか、鉄塔とか、それぞれ定めております。その他というところで、以前クスリのアオキを作った際に資材置き場として町有地を貸し出した事例とかがあるんですけども、その他の場合で平米当たり290円という単価を設定しております。そこからこの公共物条例の単価を引用して設定しております。

委員長　兼田委員。

兼田委員　そういうクスリのアオキとか、そういうのこの駅前の使用頻度とかまた違ってくるために、まあ分かりました。了解しました。

委員長　ほかにございませんか。

　　(なしの声あり)

委員長　ほかにないようですので、これで議案第26号の質疑を終わります。

　　続きまして、議案第31号　美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定についてを議題といたします。

　　本議案についての質疑はございませんか。

　　(なしの声あり)

委員長　質疑はないようでしたら、これで議案第31号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第33号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本議案についての質疑はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ないようです。質疑がないようでしたら、これで議案33号については質疑を終わりたいと思います。

続きまして、議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案について質疑はございませんか。

委員長 川畑委員。

川畑委員 はまびよりの指定管理は、これも今言います、美浜暮らしブランド推進連合みたいなグループで、全体的に出来上がったときの管理というのは、そこが中心で、行政の管理者というのはそこには誰もいないんですかね。どういう状況になるのか、ちょっと説明お願いしたいんですけど。

委員長 土木建築課長。

土木建築課長 私のほうから御回答させていただきます。

指定管理自体は、国交省の作られたトイレ施設、情報発信施設、あと駐車場も含めまして、もう全てをSPC、美浜暮らしブランド株式会社様のほうで一括管理をしていただくことになります。

その中で、町の職員が滞在をするということは、今のところ考えておりません。

委員長 川畑委員、よろしいですか。

ほかにないですか。

高橋委員。

高橋委員 PFI方式で、最初から決まってることなんですけど、月に1回打ち合わせをやると要求書にありましたね。それはきちっとやっていただいて、よくかぶさんように指導をきちんとやっていただきたいというふうに思います。

委員長 よろしいですか、要望ということで、よろしいですね。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、以上をもちまして付託されました議案の質疑を終了い

たします。

住民環境課長。

住民環境課長

先ほどちょっとその財源のことについてということで、今回の見直しに当たりましては8万円という額を増額するわけなんですけれども、この見直しの議論の中で、国においては全世代型でこの支え合いを進めていくという方向から、令和6年には後期高齢者医療のほうで、こちらのほうの約7%ほど上がっているものについての負担をしていくという形で見直しが図られることになっております。

令和6年度までの間の経過措置といたしましては、各医療保険者、共済であったり、健保組合であったり、協会けんぽであったり、そういった各組合のほうでそちらのほうを担うと、その暫定の期間のうちには担うという形で見直しが図られるものでございます。

また、先ほど、国庫補助金の率を2分の1と私申し上げたんですけれども、すみません。実際には地方交付税が当たるんですけれども、3分の2が町の拠出、負担、3分の1が国民健康保険税のほうから負担をするという形となります。

委員 長

川畑さん、それでよろしいですか。

健康福祉課長。

健康福祉課長

すみません、先ほどの罰則規定の件なんですけれども、例えば自動車のブザーのほうに義務化されたというところなんですけど、期日までにしなければならぬということで対応させていただくんですが、事業者に対しましては、年1回指導監査というのが入りまして、もしそこでブザー等が設置されていないということになりますと、罰則の対象ということで、業務の停止命令等がなされる場合があるということでございます。

委員 長

兼田委員、よろしいですか。

兼田委員

分かりました。大変厳しい罰則だっというんで納得しました。

委員 長

ほかにもうございせんか。

(なしの声あり)

委員 長

ないですね。

以上をもちまして、付託されました議案の質疑を終了いたします。それでは、ただいまから採決に入りたいと思います。

議案第23号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案議案第23号は全員賛成をもって決しました。

それでは、次行きます。

次に、議案第24号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、議案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成です。

よって、議案第24号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第25号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成でございます。

よって、議案第25号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第26号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第26号は全員賛成をもって承認することに決しま

した。

次に、議案第31号 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員ですね。全員賛成であります。

よって、議案第31号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第33号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第33号は全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

賛成多数でございます。

よって、議案第34号は賛成多数をもって承認することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案7件の審査は終わりました。

これをもちまして、産業厚生常任委員会を閉会いたします。

最後に副委員長、閉会の御挨拶をお願いいたします。

(散会宣言 午前10:41)

産業厚生常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業厚生常任委員長 梅津 隆久